



就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で、楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか？



1. 援助対象の方

- ① 現在、生活保護を受けている方、生活保護を停止または廃止された方
- ② 村民税が非課税世帯の方
- ③ 児童扶養手当を全額支給されている方
- ④ 世帯の収入が基準額未満の方（国頭村就学援助要綱の規定基準による対象者）

※上記①～④に該当しない場合でも、災害等で財産をなくした、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困難している方については認定される場合がありますので、教育委員会までご相談ください。

「わたしも該当するのかな？...」など
教育委員会へ気軽に相談してね！



2. 申請に必要な書類

（内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いします。）

- ① 申請書（教育委員会や学校の事務室に準備しています。）
 - ② 保護者名義の通帳またはキャッシュカードのコピー
 - ③ 印かん（認め印可。スタンプタイプの簡易印鑑やシヤチハタは不可。）
- ※前年と令和4年1月1日現在に国頭村以外にお住まいだった方は、前の市町村から取得して提出してください。
※証明書取得ができる時期についてはおおよそ6月以降になります。証明書の取得後、提出して下さい。

3. 提出先

国頭村教育委員会 または 学校の事務室

（小・中学校のどちらにもお子さんがいらっしゃる場合は、小・中それぞれの事務室へ提出）

申請書は、教育委員会か学校の事務室（事務の先生）に出してね！



前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

4. 申請の流れ



5. 締切日・結果通知

申請期間	申請結果の通知
令和4年4月11日（月）～令和4年5月27日（金） 〆 切	6月下旬

注意！

※追加申請できる方は、転入してきた方や年度の途中で生活状態が悪くなった家庭です。（例：災害等で財産をなくした、生計維持者が長期療養や失業等の特別な情）追加申請：毎月末日〆切（最終〆切12月末）結果は追加申請した翌月の下旬頃。通常の申請は5月27日（金）までになりますので、お早めにご提出ください。



※審査結果は、郵送にて文書でお知らせします。

6. 援助の内容

新入学用品費	学用品費	校外活動費 <small>（宿泊を含む）</small>	修学旅行費	医療費	通学用品費 <small>（1学年は除く）</small>
保護者の 口座へ振込	保護者の口座へ 振込（年3回）	保護者の 口座へ振込	学校長へ交付	医療券で受診	保護者の 口座へ振込

※修学旅行費は保護者から委任をうけて、学校長へ振込または交付されます。

※医療費については、学校保健安全法で指定された学校病（中耳炎・結膜炎・虫歯など）が対象です。必ず在学する学校で医療券をもらってから、病院の窓口提出してください。保険診療の自己負担額が援助されます。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象です。
※学校設置費に補助がある場合の補助金受領については、学校と調整しますので、あらかじめご了承下さい。

詳細は、国頭村教育委員会までお問い合わせください。



国頭村教育委員会 教育課 就学援助担当まで

電話 0980-41-2255

〒905-1495 国頭村字カニ121番地

どんな援助があるのかな？





やんばるふんばる
国頭村
KUNIGAMISON
沖縄県



国頭村教育委員会
教育課

TEL: 0980-41-2255
FAX: 0980-41-3168
〒905-1495 国頭村字辺土名121番地
(受付時間 8:30~17:15 土日祝日のぞく)

保護者のみなさまへ

安心して学べる環境づくり

就学援助制度

ミエガキ
エガキ
ヨ



ツクロク<ん



<ーやん

詳しくは中面へ!!!



国頭村教育委員会